帰還困難区域(大熊町)から避難し、避難先で認知症が進行した亡母の介護を恒常的に行っていた申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、症状経過等に鑑みて、亡母は平成25年7月の要介護認定の前から要介護状態にあったと認め、平成24年3月から月額3万円(ただし、既払金を控除する。)の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)につき、申立人X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目(別紙記載の期間に限る)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、別紙の損害項目に対する和解金として、別紙記載の和解金額合計金476万9894円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 確認条項

申立人と被申立人は、別紙の損害項目(別紙記載の期間に限る)について、 以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年4月6日

令和〇年(東)第〇号 別紙

申立人 X

損害項目	内訳等	金額	期間等
日常生活阻害慰謝料 (中間指針第5次追補第2の2)		1, 000, 000	H29.6∼H30.3
日常生活阻害慰謝料 (中間指針第5次追補第2の4)	亡母の介護	2, 080, 000	H24. 3∼H30. 3
ペット喪失慰謝料		100, 000	
過酷避難状況による精神的損害 (中間指針第5次追補第2の1)		300, 000	
自主的避難等にかかる損害 (中間指針第5次追補第3)		200, 000	
就労不能損害		889, 894	H27. 3∼H28. 12
墓地移転費用		200, 000	
合計		4, 769, 894	

和解金額合計 4,769,894
